

～航空局からのお知らせ～

★風力発電設備への航空障害灯の設置方法が変わりました

令和 4 年 11 月 22 日に、風力発電設備に設置する航空障害灯の設置基準を改正しました。
今後においては、以下の航空障害灯の設置方法が適用されることとなり、航空機からの航空障害灯の見え方が変わりますのでお知らせします。

【改正後の航空障害灯の設置方法】

- ・高さ 150m 以上の風力発電設備には、ナセル頂部に中光度白色（赤色）航空障害灯を、ナセル頂部から当該物件の底部までのほぼ等間隔の位置に低光度航空障害灯を設置。
- ・高さ 150m 未満の風力発電設備には、ナセル頂部にのみ中光度白色（赤色）航空障害灯を設置。

航空障害灯については、航空機の航行の安全を目的とし、航空法第 51 条の規定により、地表又は水面から 60m 以上の高さの物件に対し、国土交通大臣の許可を受けた場合を除き、設置が義務付けられています。

これまで、風力発電設備においては、高さが 150m 以上となる場合、高光度航空障害灯の設置が必要となるところ、風力発電設備の設置状況から一定の条件※ 1 を満たしたものにあっては、中光度白色航空障害灯に種類を変更できる緩和措置を規定していました。

※ 1 複数の風力発電設備で構成され、設置される航空障害灯の間隔が 900m 以下であり、同時に閃光するもの。

しかし、今後、設置が計画されている大型の風力発電設備は、緩和条件を満たすことができないため、航空局では、再生可能エネルギーの一つである風力発電設備の普及促進に向け、国際基準等を踏まえて、航空機の航行の安全を確保しつつさらなる緩和策を検討し、今般、風力発電設備に設置する航空障害灯の設置基準を改正しました。

本件の関連情報は、以下の URL から確認することができます。

○風力発電設備に係る航空障害灯の設置基準の緩和

航空局 https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr13_000044.html

また、高さが 60m 以上となる風力発電設備については、東京航空局及び大阪航空局のホームページに、風力発電設備の位置情報と航空障害灯の設置状況等を掲載していますので、皆様におかれましては、安全運航の一助としてお役に立てていただければと存じます。

○風力発電設備の位置情報提供

東京航空局 https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/aerial_beacon/01.html

大阪航空局 <https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/sign.html>

本件についてご不明な点等ございましたら、航空局交通管制部管制技術課航空灯火・電気技術室（電話 03-5253-8111 内線 51171/51172）までお問い合わせください。

国土交通省 航空局 安全部安全政策課

MAIL : hqt-kogataki@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111 （内線 50135・50136）

小型機安全担当

～Twitter もやっています～

https://twitter.com/mlit_kogataki
